

農地法第4条・第5条転用許可申請及び添付書類(綴り順)

順番	確認	申請書類	備考
1		申請書	亶理町ホームページに掲載 4条申請 3部 5条申請 4部
※添付書類 正本・副本 計2部 正本は原本を添付し、副本はコピー添付可とします。			
2		委任状及び代理人選任届	亶理町ホームページに掲載 委任状(提出・取中等) 代理人選任届(地区調査委員会の代理出席)
3		事業計画概要書	亶理町ホームページに掲載
4		住民票抄本または戸籍の附票	登記簿と現住所が異なる場合 (4条申請者・5条譲渡人)
5		定款及び法人登記簿謄本	5条申請の場合に添付 譲受人が法人の場合
6		土地登記事項証明書	各筆ごと
7		公図写し	申請地を赤線で枠取り
8		位置図	申請地を赤線で枠取り
9		施設の配置図	配置図・建物平面図・立面図 排水計画を明示する
10		工程表	工事が1年以上に及ぶもの、及び一時転用の場合
11		資力証明	残高証明書・融資証明書等 (個人住宅の場合も添付)
12		契約書等の写し	5条申請の場合に添付 賃貸借・使用貸借・売買契約書
13		土地改良区意見書	改良区受益地内の場合
14		取水排水同意書	水利権者・漁業権者の同意を得ている場合
15		他法令許認可の申請書の写し	道路法・公共物使用・開発許可等
16		現地の写真	2方向以上から撮影
17		その他転用審査に必要な書類	

※太陽光発電事業の場合(上記の書類の外に下記の書類を添付してください。)

18		太陽光発電の系統連携技術検討結果のお知らせの写し	東北電力(株)太陽光供給センター発行のもの
19		再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)の写し	(一社)太陽光発電協会発行のもの
20		発電設備の仕様書	

○転用申請の前に以下の件についてご確認ください。

1. 転用可能な農地であるか。(農用地・第1種農地・第2種農地・第3種農地)
2. 開発区域の面積が1,000㎡以上で、建築物の建設を目的とした事業は亶理町開発協定による協議が必要です。また、3,000㎡以上につきましては、宮城県の開発許可の対象事業となります。
3. 毎月10日に申請を締切。通常、許可証は翌月に交付されますが、1,000㎡以上の開発による協議及び許可が必要な案件につきましては、開発の許可等と同時に許可証を交付します。